九、特殊増俸ハ本給ニ繰入レラレ度

1

右セラルルモノナルヲ以テ今茲ニ明言シ難キ
場合モアルヘク或ハ各人ノ業務ニ差支
ナキ程度ニ於テ工名変更所内転換
等ナキヲ保セス然シ差当リ多数職
工ヲ解傭セサルヘカラサルカ如キ窮状ニ
ハアラサル見込

九、救済会一般ノ方針ニ関シテハ当分之ヲ存置
スル事トシ今差迫リ廃止スルノ詮議ナ
シ尚本特増ハ独リ砲兵工廠ノミナラス
存置セラルルモノニシテ他官衙ニモ恩
典ヲ承知セラレタシ

十、請願者ハ昨九年以来
実收入ヲ基礎トシテ
收入ヲ維持セラレタキ
コト

十一、職工ニ暑中休暇ヲ
與ヘラレ度

十二、昇給額一階級ニ

十、収入減ニ就キテハ同情スヘキモ請願
ノ単価ノ引上ノ意味ナルヲ以テ給料ノ
的ニ之ヲ認ムルコトハ不可能ト承知
セラレ度

十一、相当ノ理由アリト認ムルモ何レモ
多大ノ経費ヲ要スルコトナルヲ以テ果
シテ希望ニ副フヤ否ヤハ明言シ難シ
但シ公休トシテ若干日ノ休務ヲ許ス
如キハ敢テ難シトセサラスト信スルヲ以
テ極力詮議スヘシ

十二、現制ハ如何ナル場合ニモ適用ヲ